

平成 21 年 12 月 18 日

主要事項・要望項目等に関する最終整理案

【 関 税 関 係 】

関税関係（案）

1 暫定税率等の適用期限の延長 P

平成21年度末に適用期限が到来する暫定税率(415品目)、特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置（牛肉についての発動基準の特例を含む。）について、来年の妥結を目指しているWTOドーハ・ラウンド交渉で関連事項が交渉対象となっていること等を踏まえ、適用期限を1年延長する。

2 罰則水準の見直し

昨今の関税ほ脱犯の悪質・巧妙化や覚せい剤等不正薬物の乱用に対する国民の危機感の一層の高まりに対応すべく、関税に関する罰則について、以下の措置を講じる。

関税ほ脱罪に係る法定刑の引上げ

- ・ 関税ほ脱罪の既遂・未遂に係る懲役刑の上限を10年（現行5年）に、罰金刑の上限（定額部分）を1,000万円（現行500万円）にそれぞれ引き上げる。

輸入禁止品輸入罪等に係る法定刑の引上げ

- ・ 輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品輸出罪及び輸入禁止品を保税地域に置く等の罪（トランジット罪）の既遂・未遂に係る懲役刑の上限を10年（現行7年）に引き上げる。
- ・ 輸入禁止品輸入罪及び輸出禁止品輸出罪（知財侵害物品等）の既遂・未遂に係る罰金刑の上限を1,000万円（現行700万円）に引き上げる。
- ・ トランジット罪の既遂・未遂に係る罰金刑の上限を、麻薬類等については1,000万円（現行700万円）に、知財侵害物品等については700万円（現行500万円）にそれぞれ引き上げる。

密輸貨物運搬罪に係る法定刑の引上げ

- ・ 密輸貨物運搬罪に係る懲役刑の上限を、関税ほ脱罪、輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品輸出罪及びトランジット罪に係る貨物については5年（現行3年）に、無許可輸出入罪に係る貨物については3年（現行2年）にそれぞれ引き上げる。
- ・ 密輸貨物運搬罪に係る罰金刑の上限（関税ほ脱罪に係る貨物にあっては定額部分）を、関税ほ脱罪、輸入禁止品輸入罪、輸出禁止品輸出罪及びトランジット罪に係る貨物については500万円（現行300万円）に、無許可輸出入罪に係る貨物については300万円（現行200万円）にそれぞれ引き上げる。

（注）上記2の改正は、平成22年6月1日以後にした違反行為について適用する。